

地域集会施設等運営協議会のあり方検討委員会 報告書

協議会の新たなる一歩

— 地域団体のネットワーク化と自治型コミュニティ形成を目指して —

平成20年12月

目次

I はじめに	1頁
II 運営協議会の現状と課題	2頁
III 10年後を見据えた役割と事業のあり方	6頁
IV 新しい名称について	8頁
V 委員の任期、構成について	9頁
VI 事務局組織のあり方	11頁
VII 地域区民センター図書室のあり方	13頁
VIII 運営協議会予算のあり方	14頁
IX おわりに	18頁
資料編	
資料1 検討経過	19頁
資料2 名簿	23頁
資料3 地域集会施設等運営協議会のあり方検討委員会設置要領	26頁
資料4 杉並区自治基本条例	28頁
資料5 パートナーシップ協定書（雛形）	33頁
資料6 名称に関するアンケート集計結果	35頁
資料7 新しい協議会事務局のモデル・イメージ	38頁

I はじめに

地域集会施設等運営協議会（以下、「運営協議会」という。）の設立当時、地域社会においては人間関係の希薄化や地域共同体の崩壊が指摘されていた。また、社会の成熟化に伴う多様な精神的価値への希求や余暇時間の増加により、どのように自己実現を図るかが大きなテーマとなっていた。これは今日も変わらぬ課題である。

人と人のふれあいと交流は、良好な地域コミュニティ形成のための第一歩であり、運営協議会活動における基本目標でもある。運営協議会は歴代の委員や地域住民の熱意ある献身的な活動により、数多くの事業を手がけ、地域住民のふれあいと交流を深めてきた。

しかし、運営協議会を取り巻く社会状況の変化の中で、少子高齢社会の到来、環境保全や阪神淡路大震災を契機とした防災に関する意識の高まり等、新たな課題が生まれてきた。このため、平成12年度に「地域集会施設等運営協議会のあり方検討会」が開催され、これら行政だけでは解決し得ないテーマについて、運営協議会が効率的・効果的にどう取り組んでいくか、検討が行われた。検討結果については、同検討会の報告書である「新たなコミュニティ活動の展開を目指して」（平成13年3月）に詳しいが、新たな役割と事業のあり方等が提言されている。

この提言に基づき、平成14～15年度にかけて施設の管理運営が運営協議会から区に移管され、このことにより運営協議会が自主事業に専念できるようになる等の効果がもたらされた。また、施設の空き状況の確認や予約にタッチパネルやインターネットを活用した集会施設予約システム「さざんかねっと」が稼動するなど、利用者の利便性が飛躍的に向上している。

前回の検討から約7年が経過している今、これまでの取り組みとその成果について総括的に検証するとともに、現状において「出来たこと」「出来なかったこと」を認識し、出来なかったとすれば、それは何が原因であったのかを考え、今後の活動にフィードバックするとともに、今後、運営協議会が進むべき方向性について改めて見直すため、「地域集会施設等運営協議会のあり方検討委員会」を設置し、検討を行うこととした。

この報告書は、「センター図書室運営のあり方」や「運営協議会予算のあり方」を集中的に検討した各部会を含めて、14回にわたる検討委員会での議論を整理し、まとめたものである。10年後の運営協議会を見据えた、変革の一步とするとともに、地域の活性化に向けた積極的な事業展開を期待し、以下報告する。

Ⅱ 運営協議会の現状と課題

まず、平成12年度の「地域集会施設等運営協議会のあり方検討会」報告書の提言内容と現状での到達点について整理をしてみる。

1 地域集会施設をめぐる社会環境の変化

【提言】

地域には行政だけでは解決できない新たな生活課題が発生している一方で、社会的課題の解決を目指すボランティアやNPO団体の活動が活発化している。地域住民が自主的・主体的にこれら団体や行政等と協働し、地域課題の解決を図ることが求められてきている。

本区の地域集会施設は、集会機能だけでなく多様なサービスの提供を行うことを想定した大規模施設であり、施設への要望の増大と多様化・複雑化に伴い、より効率的できめ細かな施設運営が求められている。

【現状での到達点】

運営協議会はこれまで、いわゆるカルチャーセンター的教養・娯楽面での地域住民のニーズに応えた、様々なテーマを取上げた講座を実施してきたが、地域課題の解決といったテーマでの行政やNPO等との協働については、集客の困難さから未だ十分な取り組みが行われているとはいえない。集団事業については、一部の運営協議会では、商店街、学校や町会・自治会、青少年育成委員会等の既存団体と協働し地域のまつりとして成果をあげているが、ボランティアやNPOといった新しい団体との協働は進んでいない。

施設管理については、運営協議会から区に移管され、民間の受託業者によりきめ細かい管理を行っており、膨大な労力を必要とする施設維持管理や窓口運営業務に関する運営協議会の負担は大幅に軽減された。

2 これからの自主事業のあり方

【提言】

従来の「ふれあいと交流を中心としたコミュニティ活動」は、これからも取り組むべき課題であるが、そこから一歩進めて「地域の問題を地域住民自らの手で解決するため、住民同士が協力し合い活動する地域社会づくり」を目標に、地域活動団体のネットワーク化や協働を強化するための事業を展開する必要がある。

このため、既成の事業枠にとらわれず、事業の多様化を図ることと、組織の見直しも行うことが求められている。

【現状での到達点】

ふれあいと交流の面からは、運営協議会の様々な工夫と熱心な取り組みにより地域住民のニーズに応じた事業展開がなされ、特に集団事業については大きな効果をあげてきたが、講座運営においては、一部の運営協議会を除き既存の枠に囚われない多様な事業の展開がなされてきたとは言い難い。

地域活動団体のネットワーク化については、一部の運営協議会で地域の障害者施設等との連携を図る取り組みが始まっており、まだ緒についたばかりといえ、今後の展開が期待される場所である。様々な団体からの推薦を受けて運営協議会委員になった場合でも、活動内容が出身母体である団体にフィードバックされていないため、運営協議会と他団体との情報の共有がなされていないことから、繋がりが薄いといった課題もあげられる。

3 既存事業の見直し

【提言】

学級講座は自主グループ結成と継続的活動に大きく貢献したが、活動団体数が大幅に拡大したため、今後は開催数を大胆に縮小していくべきではないか。内容は新しい地域課題に対応していくきっかけになるようなテーマを選ぶとともに、個人の趣味嗜好に関する講座では、教材費や講師謝礼相当分も負担を求める。

集団事業は地域に定着しており、今後は企画段階から多くの地域団体の参加・連携を得て、相乗効果を生み、個人・団体のネットワークを広げる工夫をすべき。

機関紙は施設や事業の紹介をしてきたが、今後は地域の情報提供を中心とした「地域の情報紙」へ生まれ変わることが求められている。

【現状での到達点】

講座の開催数が大幅に減った運営協議会は無く、むしろ講座運営のために多忙を極めているのが現状であり、テーマについても主に「お客さんが集まらない」という理由から、地域課題解決型のテーマではなく、集客力もありニーズも高い趣味嗜好型のテーマが主流となっている。

集団事業は、PTAや商店会、学校などの協力が得られているものの、企画段階から参加しようという姿勢は未だ弱い状況である。

機関紙については、地域情報の発信を行うとともに、配布先を地元店舗等に拡げる等の工夫が図られている。また、全ての運営協議会がホームページを開設しており、一部の運営協議会では地域情報を積極的に取り入れる等情報発信機能を充実させてきている。

4 自主グループの自立化

【提言】

自主グループや任意団体等の登録団体が飛躍的に多くなり、会場やロッカーの確保ができなくなってきた。このため、自主グループの活動支援は取りやめ、自立を促す方向で新たな関係を構築していく。

【現状での到達点】

全ての運営協議会で、自主グループ支援は縮小しており、従来のような特権的關係は薄れてきているため、「自立を促す」という提言は実現している。

5 自主管理方式の見直し

【提言】

地域集会施設は昭和62年度から運営協議会が自主管理を行ってきた。しかし、大規模施設の管理にボランティアの委員が日常的に携わることは多大な負担になり、また、多様化する利用者の施設ニーズに対応することは困難となってきた。

より効率的な施設運営のため、自主管理方式を見直し、新たな施設運営方式を確立するとともに、運営協議会は新しいコミュニティ活動を促進するため自主事業に専念すべきである。

【現状での到達点】

平成14～15年度にかけて、全ての地域集会施設の管理運営が運営協議会から区に移管され、受託業者によりきめ細かい管理が行われ、膨大な労力を必要とする施設維持管理や運営業務に関する運営協議会の負担は大幅に軽減され、自主事業に専念することが可能となっている。

6 新しい運営管理のあり方

【提言】

事務局は、受託事業である施設の利用申し込みの受付や利用案内等の施設運営に関する事務と委員活動や自主事業に関する事務を遂行してきた。しかし、受託事業に関する事務は必ずしも個々の運営協議会で行わなくても執行可能であり、新たな施設運営方式の導入に併せて事務局の見直しを図る必要がある。

また、自主運営管理方式を見直しても、地域住民が集会施設を活用しつつ主体的に活動を行うという精神を大切に継続するべきである。

受付方法については、利用者がコンピューターで施設の空き状況を確認し、何時でもどこからでも申し込みを可能とすることでサービスを向上し、且つ受付業務の省力化を図ることができる。OA化を推進すべきである。

【現状での到達点】

施設運営管理の区への移管に伴い、事務局の人員は削減されスリム化した。また、業務が運営協議会の管理事務や自主事業に関する事務に集約され、より効率的な業務遂行が可能となった。しかし、組織を維持する最小限の構成人数（3名）

である事が、運営協議会の新たな取り組みに対する支援機能を十分には発揮できていない原因となっている。

施設の空き状況確認や予約申し込みについては、インターネットを經由した公共施設予約システム（さざんかねっと）が稼動し、利用者の利便性が飛躍的に向上するとともに受付業務が大幅に省力化された。

7 組織と活動について

【提言】

時代の要請に合った活動の活性化を図るため、既存の組織や事業の枠にとらわれず見直しをしていくことが必要である。そのため、区は補助金や事業執行への関与のあり方について考え方を見直し、運営協議会の裁量範囲を拡大するなど、自主性・創造性が発揮できる環境を整えることが欠かせない。

運営協議会の事業や活動には、地域の様々な団体や個人の意見を反映させることが必要である。委員に欠員が生じている実態もあり、選出母体や定数を見直すなどの改善を図っていくことが必要となる。

委員経験者等の貴重な人材を活用するため、1期2年、2期を限度としている委員任期を例外的に3期以上可能とする柔軟な対応も行うべきだ。

「講座や集団事業の量が多く、消化に追われて事業を見直す余裕が無い」といった意見が少なからずあり、委員が生き生きと活動することを目指し、今まで以上に知恵やアイデアが発揮されるよう事業量を調整し、そこから生み出される余力を質的向上や事業の多様化に向けた検討に振り向けることが求められている。

【現状での到達点】

区は提言実現に向け、一部の運営協議会では地域特性に合わせた組織変更を実施し、予算枠の変更を行う等の取り組みを行ってきたが、区が積極的なインセンティブ（誘因動機）を提供する姿勢が希薄であったことから、結果として運営協議会の裁量範囲の拡大にまでつながらなかった。

委員の選出母体は、各運営協議会の会則で定められており、団体毎に定数を規定しているケースと比較的柔軟に「各世代を代表する団体」「地縁団体」「各分野の専門委員」「公募」などのカテゴリー毎に定数を規定するケースがある。いずれの運営協議会でも欠員が生じており、また、新しい地域団体からの委員推薦を想定しておらず、ネットワーク化を広げにくい状況にある。

委員任期は「できるだけ多くの住民に参加してもらう」「同一人物が長期間委員を務めることによるマンネリ化を防ぐ」といった観点から例外的な任期延長以外では、1期2年、2期までの運用に留めているのが現状である。

事業量の調整はほとんど行われておらず、相変わらず「事業に追われて余裕が無い」という声が委員から聞かれる状況が続いている。

Ⅲ 10年後を見据えた役割と事業のあり方

今後目指すべき運営協議会の役割

「ふれあいと交流」を基本に、一步進めて、地域課題を解決するために、地域で活動する様々な団体を結び、ネットワークを作り、地域を活性化していきます。

運営協議会設立当時、人間関係の希薄化や疎外、地域共同体の崩壊が言われていたが、この状況は現在に至るも変わっておらず、「まず、人と人がふれあい・交流することが健全な地域社会形成の基本である」という認識から、運営協議会は引き続き、「ふれあいと交流」を基本的なテーマとして活動することが求められているといえる。

地域には、少子高齢化社会への対応、子育て支援、清掃リサイクル、環境、福祉、世代間交流、安全安心、防災など身近な生活課題が山積している。これらの課題解決には、行政施策での対応、民間企業が提供する有償サービスの購入のほか、様々な地域団体による献身的な活動が大きな力を発揮しており、課題解決に向けた努力が続けられている。こうした取り組みが存在すること自体、地域住民に大きな安心を与え、暮らしやすい地域の形成に貢献してきている。

しかしながら、地域団体はそれぞれに「役員の高齢化、固定化」「後継者不足」「課題解決のための専門知識はあるが、ネットワークが無く、地域に入っていくづらい」といったウィークポイントを抱えている。自団体だけでは不足するマンパワーやノウハウを各団体が補完・連携し、より効果的な活動を行うために、運営協議会が中心となり様々な地域団体とネットワークを形成し、住民自らが地域課題を解決していく自治型コミュニティづくりを推進し、生き活きとした地域を実現することが求められている。

ネットワークづくりには各団体との調整機能や協働事業での進行管理など、コーディネーターの存在が求められる。委員が様々な地域団体からの推薦を受けて集まる運営協議会は、地域団体によるネットワークのコーディネーターとして中心的役割を担うにふさわしい存在であるといえる。

事業のあり方

「今後目指すべき運営協議会の役割を実現する」という明確な目標を持ち、それに資するための事業を行っていきます

○講座運営

今後目指すべき運営協議会の役割を実現するために、どんなテーマを選択していくのかという講座開催目的の明確化を図る必要がある。中心的テーマは以下の1から4に再編成し、いわゆる趣味娯楽そのものを目的とした講座は縮小する。

- 1 地域への愛着度向上を目的とし、「地域を知る」あるいは「地域の伝統・文化を学び、次世代に継承する」ことをテーマとした講座
- 2 地域の課題解決を目的とし、身近な課題（例：子育て、障害者支援、清掃リサイクル、高齢社会への対応、安全・安心、防災など）に対応した講座
- 3 次世代の地域活動を担い、活性化する人材発掘・育成を図る講座
- 4 地域活動の仲間づくりを目的とし、NPOや地域大学卒業生と協働で講座を運営し、地域活動の輪を広げる講座

運営協議会が単独で開催することが難しい場合は、区や他団体との協働事業化を図っていくことも有効な手段であり、このことによりネットワーク化を拡充する可能性もある。

○集団事業

ふれあいと交流を一層進めるため、例えば運営協議会が中心となり、地域の多くの個人・団体が協働できるように、「まつり実行委員会」を組織し、企画段階から参加してもらうなど、「センターまつり」を「地域全体のまつり」にすることが考えられる。

また、集団事業に限らず、様々な運営協議会事業への他団体の参加や、反対に他団体の事業への積極的な参加により、団体同士、構成員同士の繋がりが生まれることが期待される。

こうした地道な交流の連続の中で、少しずつではあっても着実に地域団体のネットワーク化が進んでいくことを信じて、「外に出る運営協議会」「扉を広げた運営協議会」へ踏み出していくべきである。

IV 新しい名称について

地域集会施設等運営協議会という現在の名称は、運営協議会が地域集会施設（地域区民センターや区民集会所）の管理運営を行っていた当時の名称であるが、現在は施設の管理運営が区に移管されており、「名称と活動実態が合っていない」という指摘がある。また、「正式名称が長くて覚えにくい」という声もある。

略称である「運協」という言葉は、運営協議会の存在を知る者にとっては長年慣れ親しみ愛着を持たれてもいるが、知らない者にとっては「どんな活動をする団体なのか」という疑問に繋がり易い。

名称変更には、会則の改正が必要であるほか、公印の改刻、金融機関の口座変更、住民への周知等の作業が伴い、相当な準備期間が必要である。また、正式名称の変更ではなく、「分かりやすく親しみやすい愛称を付ける」という方法もある。

しかし、「名が体を現していない」状況を払拭し、新たな役割を担うにあたり、それに相応しい名称を選択することは、地域住民にとっても理解が得やすくメリットも大きいと判断する。今般の「あり方検討」においては、役割や事業のあり方のほか、委員の任期・構成や事務局組織、予算や図書室のあり方について総括的な見直しを行っており、変更にあたって会則の改正作業が必要な事案を含んでいる。従って、これを良い機会と捉え、正式名称を変更する方向で検討が進められた。

なお、名称変更については、当委員会において候補を選定し、全ての現役委員からアンケートをとり、広く意見を聴取することとした。（集計結果は、35頁参照）

このアンケートは、全ての現役委員を対象として行ったものであり、結果は7つの運営協議会の総意として受け止めるべきものである。また、名称は運営協議会事業の参加者、集会施設利用者や一般区民にもわかりやすく、また、混乱を与えないよう統一し、地域名を冠するという考え方を基本とすることとした。

アンケートの結果としては、「〇〇地域区民センター協議会」が最も多くの支持を集めた名称であった。地域区民センターは、各運営協議会の会則第1条で「事務所を置く」と規定された活動拠点であり、施設は一般区民に広く知られており、場所をイメージしやすくわかりやすい。よって、本委員会としては正式名称を「〇〇地域区民センター協議会」とすることを提言する。

名称変更は総会での議決事項であることから、各運営協議会をはじめとして、地域での十分な議論を経ることが欠かせない。また、変更に向けた準備作業が多岐に渡りボリュームも大きいことや十分な周知期間をとる必要があると思われることから、議決後から半年ないし1年の経過期間を置き、全ての運営協議会が同時期に名称変更を行うことが望ましい。

V 委員の任期・構成について

○任期について

現在、全ての運営協議会で委員任期は1期2年、2期までというルールで委員改選が行われている。7年前の「あり方検討会」報告書では、「例外的に3期までできるように柔軟に対応してはどうか」との提言があったが、これは貴重な人材を活用するためという考えがあつたのであった。

良くも悪くも「運営協議会はいつまで経っても変わらない」という指摘がある。これは「熱意・能力のある委員であっても、4年で退任せざるを得ないからだ」との理由であり、1期目に前任者から引継ぎを受け、必至で仕事を覚え、2期目でようやく慣れてきて力を十二分に発揮し、問題点が見え、改革意識が芽生える頃に退任するから改革の実現に繋がりにくいという指摘である。

しかし、一律に3期まで再任を可能とすることや一部の委員のみを再任することについては、それぞれに難しい問題を含んでいるといえる。

また、「長くいれば力を発揮できるといえば何でもそうだろうが、決められた任期の中で力を発揮することが大切だ」あるいは「特定の委員のカラーが出てしまうより、多くの住民に参加してもらい新陳代謝することの方が大切ではないか」との考え方から、現状どおり原則を2期4年とし、必要と認められる場合に3期目の再任を行うことができることとするとの結論に至った。

○委員の構成について

現在の委員構成については、地域事情等により運営協議会によって若干の差異があるものの、概ね以下によって構成されている。

1 各世代を代表する団体

PTA、青少年団体、女性団体、高齢者団体、障害者団体、消費者団体、労働者団体

2 地縁団体

町会・自治会、青少年育成委員会、商店会、施設利用団体など

3 各分野の専門委員

青少年委員、体育指導員、民生委員

4 公募委員

熱意のある住民、集会施設に隣接している住民

委員の構成については、会則に規定されているが、構成団体毎に定数を定めてい

る運営協議会と4分野で定数を定めている運営協議会に分かれている。

いずれの運営協議会でも、委員数は定数を割り込んでおり、特に公募を除く団体推薦枠での委員確保が難しくなっている状況である。団体推薦では、委員退任の時期に「次はあなたにお願いしたい」と退任委員が団体内の候補者に話を持ちかけ、それを受けた候補者が義務感で運営協議会に参加しているというケースも聞き及ぶところであるが、いずれにせよ委員数の減少というマンパワー不足への対策と併せて、熱意ある委員の参加が活動の活発化には欠かせない要素である。

運営協議会と同じ「地域における様々な課題の解決」という理念を持って活動を行っているものの、現行の会則で委員推薦を想定していない新しい地域活動団体も出現しており、それら団体とのネットワーク化を指向するにあたり、委員として活動してもらえるよう、他団体が入りやすい形に構成を変えていく工夫が求められる。

一方、公募枠については、熱意ある住民の受け皿として貴重な枠であるが、特定の団体が入り、運営を恣意的にコントロールされる危険を考慮して一定数に抑えるという歯止めをかけており、このことについては委員構成の変更を考えるうえでも引き続き維持されるべきであるとの認識に立ち、定数のみならず現実の任用にあっても団体推薦と公募のバランスをとることを心がけるべきである。

これらのことを踏まえたうえで、下記のとおり会則の変更案を提言する。

〔組織及び運営に関する会則の変更案〕 (例示)

(委員)

第〇条 会の運営のため、次の各号に掲げる区分により選出した〇〇名以内の委員を置く。

(1) 地域団体から推薦を受けた者 〇〇名以内

①町会・自治会

②小学校及び中学校PTA

③青少年育成委員会

④商店会

⑤青年団体、女性団体、障害者団体、高齢者団体、消費者団体、労働者団体

⑥上記のほか、地域課題解決等を目的に活動している団体

(2) 専門委員(専門委員の団体から推薦を受けた者を含む) 〇〇名以内

①民生委員

②青少年委員、体育指導員

(3) 地域住民 〇〇名以内

①地域内住民の話し合いにより推薦を受けた者

②運営協議会の運営に熱意ある者で、委員会に諮り選出された者

2 前項(3)の委員数は、委員総数の2分の1以下でなければならない。

VI 事務局組織のあり方

運営協議会とは、より良い地域コミュニティの形成や地域の活性化を目的として、熱意ある住民がボランティア委員となり、自ら各種事業の企画・立案、実行をする活動体である。また、その活動が円滑に進むようサポートするのが事務局であり、会の経理や人事管理、区や他の官公庁とのやり取り、各種の調査依頼への対応など広範な事務を扱っている。委員と事務局は役割分担をしながら、いわば車の両輪の関係として運営協議会を支えてきた。

しかし、「10年後を見据えた運営協議会のあり方」は、従来の運営協議会活動を更に一歩進め、様々な地域団体を結び、ネットワークづくりをするという新たな役割を求めている。そのためには、他団体の活動状況を把握したり、地域が抱えている課題に関する情報収集、あるいは課題解決に向けた講座で専門性が求められる内容であれば、企画段階から専門知識を持つ団体の協力を得て、協働して講座を運営したり、区や他官公庁と連携した講師派遣要請等が必要となってくる。また、地域団体が意見や情報交換を行う「(仮称)地域懇談会」を開催したり、地域活動の仲間づくりを目的とした講座では、NPOや地域大学卒業生と協働して講座運営するなど、場当たりのでなくネットワーク形成に向けた明確な戦略を持った各種の取り組みも求められる。

現在の非常勤3人体制という事務局体制では、こうした新たに運営協議会に求められる機能のサポートに限界があると言わざるを得ない。常時、安定した力で運営協議会をサポートする事務局組織の強化が不可欠である。このため、同じ「地域の活性化」を目標として活動している地域課地域活動係と運営協議会事務局を統合するとともに、現在の運営協議会事務局職員は身分上区職員とし、新しい運営協議会の事務局員を兼務することを提言する。

兼務とは、区職員として区の指揮命令系統の基で所掌する事務を行う一方で、運営協議会会長からは事務局職員としての任命を受けるもので、併任としての兼業許可を受けながら運営協議会事務にも従事するものである。

事務局職員の人数が増えることにより、常勤職員も運営協議会の事務に当たることができるようになり、例えば集団事業で一時的に人手が必要になった場合には全員でサポートするなどの柔軟な対応が可能となる。また、区は町会やNPOなど様々な地域団体との繋がりを持ち、情報を有していることから、地域団体のネットワーク化に向け有効に活用することも可能となる。統合の効果と課題について、以下に列記する。

〔統合による効果と課題〕

○事務局職員は身分上区職員であり、区の指揮命令系統に入ることになるが、会長

から「協議会事務局職員」にも併せて任命されるため、会長の指揮命令下で事務局運営を行う義務が生じる。事務局は協議会活動のサポート役であり、従来の非常勤3人体制でなく、常勤職員も加わることで、例えばまつり等の事業準備や日常的に委員から依頼される様々な補助事務（パソコンの操作支援等）などをより強力にバックアップできる。なお、事務室は基本的にセンター内に設置する。

- 協議会内部での意思決定への関与についても、従来どおり「協議会の事務局職員」として行うため、手続き（決裁文書への押印等）は従来と変更する必要が無い。
- 区と協議会の意見が対立する場合、「事務局職員はどちらの立場で考え、行動するのか」という指摘が一部委員からなされたが、そもそも「地域の活性化」という共通の目的を持つ区と協議会が、根本的な対立をすることは考えにくい。その場合、区と協議会が協議して解決する問題であり、事務局職員は協議会活動をサポートするという本来業務に変わりはない。
- 協議会が目指す「ふれあいと交流」「地域団体とのネットワーク形成」「協働事業化」に対して、区が保有する情報（他団体に関する情報等）を有効に活用することで、より効果的に支援することが可能となるとともに、地域区民センターが地域コミュニティの拠点として明確に位置づけられ、施設利用者にとって、窓口業者（施設管理受託事業者）、区職員、協議会委員の立場と役割が明確化され、わかりやすくなる。
- 窓口業者は、区から受託して業務を行っているため、事務局職員が区職員の立場として運営協議会の事務も含めた連絡調整を行うことで、スムーズに施設内での情報共有化が図られ、利用者への案内にも活かすことができる。

本案の検討過程において、本委員会委員から以下について懸念の声があった。

- 今まで運営協議会専任の事務局員を自前で雇用してきたが、身分が区職員となり区の仕事と兼務することで、今まで当たり前のように頼んでいた仕事も頼めなくなる（あるいは、断られる）のではないか。
- 運営協議会と区の見解が対立するような場合、事務局員は区の立場でしか判断をしなくなる、あるいは会長の命に従わなくなるのではないか。

地域区民センターを拠点として、新しい協議会が多くの地域団体を結び、地域活動の中心的役割を担うことは、区にとっても大きな目標である。統合後、委員から「やりにくくなった」と言われ、協議会活動が停滞する事態となれば、それは同時に地域行政の停滞をも意味する。活力ある事務局組織が誕生し、新たな協議会とまさに「車の両輪」となり、地域を盛り立てていけるようになり、上記の懸念が杞憂に終わるよう、区は協議会を十分にサポートすべきである。今後、区・運営協議会両者が、事務局組織の改革実現に向け努力するよう強く要望する。

Ⅶ 地域区民センター図書室運営のあり方

地域区民センター7ヶ所の内、現在、阿佐谷、高井戸、永福和泉には図書室が設置されており、蔵書の貸し出し業務を行っている。高井戸については、区立図書館とのネットワーク化により、インターネットで蔵書検索や予約、取り寄せが行えるようになっており、区立図書館のブランチとしての機能も果たしている。

この図書室運営は、区から各運営協議会に委託されており、施設利用者の利便を図り、また、蔵書を利用した運営協議会事業を企画・実行するなど、地域に親しまれ有意義な活動を行っているが、反面、図書室の存在自体が地域に十分周知されていない、図書室運営の受託者たる運営協議会事務局職員の勤務時間と図書室職員のそれに隔たりがあり責任者不在となっている。運営協議会が運営する図書室としての特色を撰本や講座などに十分発揮できていないといった指摘も散見されるため、本「あり方検討委員会」内部に「地域区民センター図書室のあり方検討部会」を設置し、専門的なあり方に関する検討を行った。

まず、勤務時間の隔たりについては、夜間・休日に事務局職員が不在であること、また、図書室職員が現状では女性だけで占められているため、安全面での不安が問題として取り上げられる。しかし、防犯ブザーの設置を行う等、安全対策を行っているうえ、現在までの長期に渡り運営上の大きな問題が生じていないことから、ただちに改善を図ることは不要であるとの結論に至った。ただし、事務局が不在となる時間の長さやその間の責任者不在を問題視する意見もあったことも併記しておく。

次に地域への周知が不十分との指摘についてであるが、周知は運営協議会任せとしてきた経過もあり、区としても「くらしのガイド」や広報、ホームページ等で積極的に案内する余地があり、今後の課題とした。

撰本や講座などに、運営協議会としての特色が反映されていないという指摘に関しては、努力が不足している面があるものの、全く反映されていないという認識ではなく、むしろ地域に根ざし、区立図書館とは異なる利用者を抱えており、存在意義があるとの認識をもつものである。

他に、センター閉館時間（午後9時）と図書室閉館時間（同8時）の違いについても検討を行ったが、区立図書館の閉館時間（同8時、今川図書館のみ9時）と同一であり、また、閉館時間近くの利用者も少ないことから問題なしとした。

図書室運営は、区の委託事業であるため、最終的に運営方法をどうするかは区が主体的に判断する事項であるが、図書室設置の経緯や歴史、運営に当たる図書室職員の熱意などを踏まえて、区、運営協議会が共に考えながらより良い区民センター図書室をつくっていくことを望む。

VII 運営協議会予算のあり方

新たな運営協議会の役割と事業のあり方を実現するための予算上の仕組みや、従前から課題とされてきた予算に関する案件について、今後の予算のあり方の方向性を見出すべく「運営協議会予算のあり方検討部会」を設け、3回に渡り専門的な検討を行った。

以下は、同部会の検討結果をまとめたものであり、本委員会として区に提言する。

1 予算科目の統一について

運営協議会の予算科目は、款（かん）、項（こう）で構成されており（区では会計の下に、款、項、目（もく）、節（せつ）で構成されている）、歳入・歳出とも款レベルでは、ほぼ同一の構成となつてはいるが、運営協議会によって部の名称・構成や予算の付け方が異なるため、決算資料を作成しても比較ができないことが従前より課題として指摘されてきた。

科目の統一については、項レベルを整理するため目を設ける方法や、区が統一に向けた雛形を示す方法が検討されたが、いずれも、各運営協議会の運営上の事情や委員の交代等により、次第に科目の立て方が変わっていくことが予想されるため、科目そのものを統一するのではなく、今後、区が全運営協議会の決算を明瞭に比較できるような資料調製のため、決算統計用の雛形を作成し示すこと。

なお、現行科目を変更するかどうかは、運営協議会毎の判断とすること。

2 自主財源について

現在、運営協議会は集会施設の運営管理業務を行っていないが、施設利用者の利便向上のために設置されている公衆電話機・自動販売機の手数料、製版印刷機使用料は運営協議会の収入となっている。

特に製版印刷機については、消耗品（インクやマスター）の購入費は補助金に組み込まれており、収入事務は窓口業者（施設運営管理受託事業者）が行い、運営協議会が歳入するという「ねじれ」関係にある。平成14～15年度に施設運営管理を運営協議会から区に移管した際、激変緩和措置として自主財源をなるべく運営協議会に残す配慮があったと推測される。

製版印刷機は、「使用料が入り、消耗品費が出る」という言わば「往って来い」の関係にあるため、運営協議会にとっては純粋な財源とはなり得ない。運営協議会にとって、メリットはほとんど無いと言える。また、近年は経常的に赤字状態にあり、消耗品費は補助金を充てているものの、赤字になればなるだけ補助金を

支出することにするより、この際、製版印刷機使用料は運営協議会から引き上げ、区に移管すること。

なお、他の自主財源については、補助金対象外経費（例えば、委員研修費）に充当する財源が必要となることから、運営協議会の収入として残すこと。

3 事業参加者負担金について

平成13年の検討部会報告書では「趣味嗜好に関する講座は、教材費のほか講師謝礼相当分も含め参加者に負担してもらおう」という考え方が打ち出されていた。今後、この考え方を踏襲するか否か検討を行った。

予算検討に先立つ事業のあり方検討において、例え趣味嗜好的な講座でも、今後は目的を明確化して講座を実施していくことが確認されている。地域課題の解決を目的とする講座は、区が補助金を支出する目的にも合致しており、従って、事業参加者負担金は、原則として資料代・保険料・材料費等、参加者に還元される経費相当分に止めるのが適当である。

また、著名な講師を呼ぶ場合は、区補助金の特別講座枠（平成20年度補助金では、講師謝礼10万円×1回、5万円×2回）を活用し、実際の回数・金額は運営協議会毎の裁量に委ねること。

4 子育て応援券の利用について

区補助金には、託児や手話の経費が含まれており、運営協議会は託児予算も組んでいる中で、運営協議会によっては事業参加者を対象に託児料を有料とし、「子育て応援券が使用できます」と広報していることについて、「補助金と応援券で二重に収入することは問題ないか」との指摘があり、検討を行った。

まず、施設によっては託児室の広さや設備が十分ではなく、有料託児を行うに相応しくない状況である。また、託児の財源（平成20年度補助金で、託児謝礼金@1,060円×3時間×1人×25回）が十分でないこと、また、育児中で希望してもなかなか講座に参加できない人達向けに、参加しやすい事業を展開するインセンティブとして応援券を利用することは有意義な面もある。区が行う応援券事業促進のためにも、利用制限はすべきでないとの結論に至った。

従って、運営協議会のあり方に抵触しない範囲であれば、子育て応援券の利用は運営協議会の裁量とすること。

5 講師謝礼の金額について

「講師謝礼金が、時間当たり4千円では少ない。」「他自治体と比べても安い」との指摘についてであるが、ボランティア講師謝礼の単価は、区の報償費に関する統一単価表「その他」クラスに準じて決定し、補助金の積算を行ってきたとこ

ろであり、同一講師を呼んで運営協議会によって謝礼金額が違ふことが無いよう、全運営協議会が目安ともしてきた経緯もあり、複数の単価を設定することは混乱を招く恐れがあり適当ではない。

上記単価表では「その他」クラスの上は「高専助教授、小・中・高教諭」クラスの7千円であるため、中間の金額（例えば5千円）を設定することは、区の統一事項である単価について運営協議会だけ特別扱いを求めることとなり、不適当である。

7千円に統一することも方法の一つではあるが、運営協議会で催す一般講座に来ていただく場合に、「この金額しか出せないが、地域のために一肌脱いでくれませんか」とお願いし、納得して来て貰える講師に支払うものであるため、従来どおり、「その他」クラスに準じることが適当である。

6 「他団体との協働事業」予算枠の新設について

以前から委員が講座運営で汲々としているという指摘もあり、学級講座事業の中で、一般講座の回数（平成20年度補助金では、年92回で積算している）を減らし（年75回とする）、「他団体との協働事業」枠（年4回、1回5万円）を新設すること。

これは、地域の課題解決に向けた講座を行うにあたり、専門性が求められ運営協議会単独では扱いにくい内容である場合に、企画段階から専門知識を持つ団体の協力を得て、協働して講座を企画・運営するケースを想定している。

これは、事業のあり方で打ち出された「地域活動の輪を広げる講座」に該当し、また、地域団体のネットワーク化に向けた取り組みともなるべきものである。

運営協議会の予算や施設を他団体に利用されることに繋がらないかとの懸念も、検討過程では見受けられたが、運営協議会が自身の目的実現のために行う事業であり、自らがリーダーシップをとるべきものであることから、「まず、取り組んでみる」こととし、実施回数や金額は柔軟に考え、補助金が余れば区に返還するというルールのもとで実施すること。

これは運営協議会の新たな役割実現に直結する事業でもあり、今後、試行錯誤を繰り返しながらも着実に成果をあげることを求める。

7 繰越金・積立金について

平成15年度から全ての運営協議会が施設の運営管理業務を受託しなくなり、決算において生じる繰越金は、事業継続に必要な最低の金額を除き区に返還しない場合、収益事業収入に対して法人税申告義務が生じるとの指摘を従前より税務署から受けている。

そもそも、運営協議会事業は補助金で賄われており、貴重な税金を投じて運営

が行われている。適正な予算執行の結果生じた余剰金ではあるが、これに起因して運営協議会が法人税を納付することは、団体の性格上好ましくない。

・5年前の税務署指摘時から、全体的に繰越金・積立金とも金額が増加しているため、平成19年度決算では、金額圧縮のため区補助金の残余を区に返還することとした。これを続ければ、次期繰越金は1ヶ月分の経費相当額程度の適正規模まで漸減すると考えられる。

一方、積立金は主に周年行事の経費を賄うための基金である。しかし、直近の事例を調査したところ、周年事業経費が基金残額の半分以上で賄えたケースや、基金からの取り崩しをせずに周年事業経費を賄ったため、残額が全く減らなかったケースが見受けられた。

積立金は、周年行事以外にも財政安定化のため、一時的・緊急的に必要となる経費が発生する場合に備え、一定程度は必要である。しかし、大型備品の買い替え時期等はある程度事前に想定できるものであり、「過大である」との指摘を受けない程度の規模となるよう、今後、各運営協議会が規模適正化に努めることとする。

8 区補助金について

運営協議会の新たな役割を実現するための、補助金交付上の仕組みのひとつとして、例えば趣味嗜好に関する講座には補助金を減額する等のインセンティブ(誘導)を与える必要はあるのか検討を行った。

参加者負担金の項でも触れたが、例え趣味嗜好的な講座でも、今後は目的を明確化して講座を実施していくことが確認されている。地域課題の解決を目的とする講座は、区が補助金を支出する目的にも合致しており、補助金を減らす必要は無いと考える。

補助金積算上の事務費についてだが、従来の補助金内訳表では人件費と公課費(高井戸運協が受託する図書室運営委託事業の消費税相当分)を除いては、クリーニング代、郵送料、事務費、OA機器リースなど大項目、小項目が混じっていてわかりにくいとの指摘があった。

自主財源からはずれる製版印刷機消耗品代を除くと、これらの総額は1所あたり40万円程度と金額も少なく、わかりやすさを考慮し、これは大括りに「事務費」としてまとめることが望ましい。なお、区は運営協議会が適正な予算の執行を行えるよう、事務費の積算根拠等の基本的考え方を示すこと。

IX おわりに

本委員会は、運営協議会のあり方について包括的な検討を行うことを目的に設置された。議論の端緒となったのは平成12年度の「地域集会施設等運営協議会のあり方検討会」の報告書「新たなコミュニティ活動の展開を目指して」（平成13年3月）であった。今、改めて読み直してみると、当時の運営協議会を取り巻く状況を的確に把握し、事業や組織、委員活動のあり方等、今日にも通じる課題について示唆に富んだ提言がなされている。この報告書の存在そのものが、現役の一部委員に知られていないことは甚だ残念であり、また、一部提言が実現し運営協議会活動がより良いものになったとはいえ、折角の提言内容を実現するためのロードマップが示されること無く、7年が経過したことについては、区・運営協議会ともに今後の教訓とすべきところである。

平成20年3月に検討開始以来、運営協議会の役割から、事業、名称、委員任期・構成、事務局組織、図書室運営や予算のあり方に至るまで多岐に渡り、本委員会委員による活発な議論が展開され、その成果を本報告書にまとめることができた。運営協議会を中心とした地域住民自らの手による自発的な地域活動にとって、また、地域行政においても今後の大きな指標となることを期待したい。

杉並区は、平成15年に「区の憲法」に例えられる「杉並区自治基本条例」を施行した。そこには、これからの自治の基本理念として、「地方自治とは、本来、そこに住み、暮らす住民のためにあるものであり、地域のことは、住民自らが責任を持って決めていくことが、自治の基本である。」ことが明記され、同時に区民・事業者が区政へ参画及び協働することの必要性を唱えている。

一方、行政にも有償サービスを提供する民間企業にも解決できない、或いは解決を委ねることが適当ではない様々な課題が、地域には存在している。様々な地域団体による献身的・精力的な取り組みによる、諸課題解決への真摯な取り組みがあることで、例えば安全・安心感、公衆衛生、環境意識などが向上し、多くの人々が「安心して暮らせる」「いつまでも住みたい」と実感できると言って過言ではないだろう。運営協議会はこれまで、多くの取り組みの中で、地域に多大な貢献をしてきた。今後はさらに一歩進めて、地域の課題は地域住民自らが解決する自治型地域社会を実現し、地域を更に活力あるものとしていきたい。まずは10年後を見据え、様々な地域団体が力を合わせて取り組めるようネットワークを作る取り組みから始め、一歩一歩着実にその歩を進めていきたいと思う。この報告書が、そのきっかけとなるよう願って止まない。

資料編

検討経過

○第1回委員会

日時：平成20年3月24日（月）10時～12時

会場：阿佐谷地域区民センター第5集会室

議題：①委員長・職務代理者の選出
②「あり方検討会」報告書（H13.3）のおさらい
③検討項目、スケジュールの確認

結果：委員長に柳澤氏（阿佐谷運協会長）、職務代理者に二見氏（井草運協会長）を選出した。検討項目は、今後の運営協議会の役割、事業、名称、委員任期・構成、事務局組織についてとし、7月までに7回の委員会を開催することで合意した。

○第2回委員会

日時：平成20年4月17日（木）15時～17時

会場：阿佐谷地域区民センター第5集会室

議題：①運営協議会の役割について
②地域区民センター図書室のあり方検討部会の設置について

結果：役割についてフリートキングで意見交換を行った。図書室部会の設置、検討項目・スケジュール、部会委員構成について事務局提案が了承された。

○第3回委員会

日時：平成20年5月2日（木）15時～17時

会場：杉並区役所第7会議室

議題：①運営協議会の役割について
②事業のあり方について

結果：「あり方検討会」報告書（H13.3）提言に対する現状での到達点について意見交換し、事業のあり方については、事務局案を中心に検討した。

○第4回委員会

日時：平成20年5月19日（月）15時～17時

会場：阿佐谷地域区民センター第5集会室

議題：①運営協議会の役割と事業のあり方について

②新しい名称について

結果：資料10「運協の役割と事業のあり方について ～10年後の運協を見据えて～」を中心に検討、一部表現を訂正することとし、基本的に了承された。名称について、フリートーキングで意見交換を行った。

○第5回委員会

日時：平成20年6月4日（水）14時30分～16時40分

会場：杉並区役所第7会議室

議題：①新しい名称について

②委員の任期・構成について

結果：正式名称を変更する方向で、①地域区民センター協議会 ②地域区民協議会 ③コミュニティ協議会 ④運協 ⑤地域協議会 の5つに案を絞ることとした。委員の任期・構成について、フリートーキングで意見交換した。

○第1回図書室部会

日時：平成20年6月5日（木）15時～16時35分

会場：阿佐谷地域区民センター第1集会室

議題：①検討項目、スケジュールの確認

②地域区民センター図書室の現状と課題について

③図書室の運営主体について

結果：主に4つの課題 ①運営協議会事務局と図書職員の勤務時間の隔たり ②図書室の周知不足 ③図書室とセンター閉館時間の違い ④運営協議会が運営する図書室としての特色が撰本・講座等に反映されていないことについて検討し、部会での議論が終了した。

○第6回委員会

日時：平成20年6月27日（金）13時30分～15時40分

会場：荻窪地域区民センター第4・5集会室

議題：①新しい名称について

②委員の任期・構成について

③図書室部会の報告

④予算部会の設置について

⑤事務局組織について

結果：正式名称については、現役の全委員にアンケートをとることとした。委員任期は従来どおり原則として1期2年、2期までとし、構成については他の地域団体も入りやすいように変えることで合意した。図書室部会につ

いては、部会長の曾我氏（方南・和泉運協会長）から報告があり、報告書（案）が了承された。予算部会の設置について、事務局提案が一部修正のうえ了承された。

○第7回委員会

日時：平成20年7月17日（水）14時25分～17時

会場：杉並区役所第6会議室

議題：①事務局組織について

②予算部会のメンバー構成について

結果：新たな運営協議会の役割実現のため、事務局組織がどうあるべきかについて検討。委員会事務局から「運協事務局と地域課地域活動係を一体化する」提案を行い、意見交換を行った。

○第1回予算部会

日時：平成20年8月4日（月）13時40分～15時35分

会場：杉並区役所第7会議室

議題：①検討項目、スケジュールの確認

②運営協議会予算の現況と課題について

③自主財源について

結果：繰越金・積立金の残額と自主財源（収益事業収入）に対する法人税申告に関する税務署指摘、運営協議会間での予算科目の違いについて資料を基に検討した。

○第8回委員会

日時：平成20年9月3日（水）13時～15時10分

会場：杉並区役所第6会議室

議題：①新しい名称について

②事務局組織について

③中間のまとめについて

結果：名称に関するアンケートの結果を踏まえ、正式名称を「〇〇地域区民センター協議会」に変更することとなった。「中間のまとめ」（素案）について委員会事務局から説明があり、次回までに各委員が内容を点検することとした。

○第2回予算部会

日時：平成20年9月8日（月）13時35分～15時40分

会場：杉並区役所第6会議室

議題：①自主財源について

②繰越金・積立金、収益事業の法人税申告について

結果：一般講座については、高額な講師を呼ぶ等のグレードアップは行わず、また、受益者負担は資料代・保険料・材料費等、参加者に還元される経費相当分に止める。また、子育て応援券の利用は、運協毎の裁量で判断することとした。繰越金・積立金残額の適正規模について検討を行った。

○第3回予算部会

日時：平成20年9月29日（月）9時25分～11時30分

会場：杉並区役所第9会議室B

議題：①繰越金・積立金、収益事業の法人税申告について

②区補助金について

結果：一般講座の講師謝礼単価について引き続き検討し、今後も区報償費統一単価表の「その他」クラスに準ずることとした。繰越金・積立金残額の適正規模についても引き続きの検討を行った。また、新たな役割実現の仕組みとして、区補助金に興味嗜好的講座には減額する等のインセンティブ（誘導）を与えることの是非や、事務費の積算項目変更について検討した。

○第9回委員会

日時：平成20年10月10日（金）9時25分～11時15分

会場：杉並区役所第6会議室

議題：①事務局組織について

②予算部会の報告

③最終報告書の作成について

結果：現在の運営協議会事務局と地域課地域活動係を統合し、新しい事務局をセンター内に設置することとし、身分上は全員を区職員とするが運営協議会事務局員を兼務することについて検討し、了承された。予算部会報告書（案）の説明があり、了承された。

○第10回委員会

日時：平成20年11月12日（水）15時50分～17時

会場：杉並区役所理事者控え室

議題：最終報告書（素案）について

結果：素案の内容を一部訂正し、資料編に主だった検討資料等を付加することとした。

資料2

地域集会施設等運営協議会のあり方検討委員会名簿

所属名	役職名	氏名	備考
井草地域集会施設運営協議会	会長	二見 忠義	◎職務代理者
西荻地域集会施設運営協議会	会長	千賀 可一	H20.3.24~H20.9.7
	会長	山蔦 祐司	H20.9.8~
荻窪地域集会施設運営協議会	会長	片山 正雄	
	事務局長	原島 昭治	
阿佐谷地域集会施設運営協議会	会長	柳澤 正	◎委員長
	事務局長	松田 征治	
高円寺地域集会施設運営協議会	会長	秋澤 博之	H20.3.24~H20.10.20
	会長	大久保 貢祐	H20.10.21~
高井戸地域区民センター運営協議会	会長	富田 孝雄	H20.3.24~H20.10.16
	会長	木下 利一郎	H20.10.17~
方南・和泉地域集会施設運営協議会	会長	曾我 眞実子	H20.3.24~H20.9.30
	会長	飯塚 四郎	H20.10.1~
	事務局長	手島 公一	
杉並区区民生活部地域課	課長	北風 進	

事務局名簿

所属名	役職名	氏名	備考
杉並区区民生活部地域課	係長	井上 恭子	H20.3.24~H20.3.31
	係長	石郷岡 久子	H20.4.1~
	主査	佐藤 威	

地域区民センター図書室運営のあり方検討部会名簿

所属名	役職名	氏名	備考
阿佐谷地域集会施設運営協議会	会長	柳澤 正	
	図書部長	増田 れい子	
	事務局長	松田 征治	
高井戸地域区民センター運営協議会	会長	富田 孝雄	
	図書部長	助川 典子	
	事務局長	佐々木 和行	
方南・和泉地域集会施設運営協議会	会長	曾我 眞実子	◎部会長
	文化活動部長	緒方 淑江	
	事務局長	手島 公一	
杉並区区民生活部地域課	課長	北風 進	

事務局名簿

所属名	役職名	氏名	備考
杉並区区民生活部地域課	係長	石郷岡 久子	
	主査	佐藤 威	

運営協議会予算のあり方検討部会名簿

所属名	役職名	氏名	備考
井草地域集会施設運営協議会	会長	二見 忠義	◎部会長
西荻地域集会施設運営協議会	会長	山蔦 祐司	会長職は、H20.9.8から
荻窪地域集会施設運営協議会	副会長	荒木 俊介	
	事務局長	原島 昭治	
阿佐谷地域集会施設運営協議会	会長	柳澤 正	
	事務局長	松田 征治	
高円寺地域集会施設運営協議会	総務部長	境 禎一	
高井戸地域区民センター運営協議会	副会長	木下 利一郎	
方南・和泉地域集会施設運営協議会	会長	曾我 真実子	
	事務局長	手島 公一	
杉並区区民生活部地域課	課長	北風 進	

事務局名簿

所属名	役職名	氏名	備考
杉並区区民生活部地域課	係長	石郷岡 久子	
	主査	佐藤 威	

杉並区地域集会施設等運営協議会 のあり方検討委員会設置要領

平成20年2月28日

19杉並第78571号

(設置)

第1条 地域集会施設等運営協議会（以下「運営協議会」という。）を取り巻く社会状況の変化に伴う今後の運営協議会の役割等について検討し、協議会運営の指針とするため、杉並区地域集会施設等運営協議会のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 運営協議会の事業、組織及び予算のあり方について検討すること。
- (2) その他運営協議会の役割や運営に関する事項を検討すること。
- (3) 検討結果について報告書を作成し、区民生活部長に報告すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 運営協議会の会長、副会長等 7名以内
- (2) 運営協議会の事務局長 3名以内
- (3) 区民生活部地域課長

(任期)

第4条 委員の任期は、報告の日までとする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、委員長に委員会の開催を求めることができる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会委員は、委員長が指名する。

3 部会の検討結果は、委員会に報告する。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、区民生活部地域課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年3月1日から施行する。

杉並区自治基本条例

平成十四年十二月三日

条例第四十七号

地方自治とは、本来、そこに住み、暮らす住民のためにあるものであり、地域のことは、住民自らが責任を持って決めていくことが、自治の基本である。自治体としての杉並区には、区民の信託にこたえ、区民との協働により、地域の資源や個性を生かした豊かできめ細かな区政を行う責務がある。そうした責務を果たし、杉並区が真に自立した地方自治体となっていくためには、地方政府としての枠組みと、住民の行政への参画及び行政と住民との協働の仕組みを自ら定めることが求められている。

武蔵野の面影を残すみどりと水辺、歴史の中で形作られた道や街並み、そして、そこに住み、暮らす区民の活発な住民活動と住民自治への先進的な取組などは、杉並区の誇るべき財産である。

私たち区民は、このような「杉並らしさ」を大切にしながら、杉並らしい自治を築いていくことを宣言する。そして、区民主権に基づく住民自治の更なる進展のために、最大限の努力を払い、区民一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って区政に参画し、協働する「自治のまち」を創っていくことを目指し、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び責務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者（以下「区民等」という。）の区政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
- 二 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。
- 三 参画 政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいう。

四 協働 地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう。

第二章 基本理念

第三条 区民等及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまちを、協働により創っていくことを目指すものとする。

2 前項の目的を達成するために、区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする。

第三章 区民の権利及び義務

(区民の権利)

第四条 区民は、区政に参画する権利及び区政に関する情報を知る権利を有する。

2 区民は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）で定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権並びに議員及び長等の解職請求権等を有するほか、第二十七条で定める住民投票を請求する権利を有する。

(区民の義務)

第五条 区民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、区と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

第四章 事業者の権利及び責務

第六条 事業者は、第四条第一項に規定する権利を有し、地域社会の一員として、前条に規定する負担を分任する義務を果たすとともに、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

第五章 区の責務

第七条 区は、区政運営に当たっては、区民等の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。

2 区は、区民ニーズに的確に対応し、行政サービスへの区民等の満足度を高める区政運営に努めなければならない。

第六章 区議会

(区議会に関する基本的事項)

第八条 区議会は、地方自治法で定めるところにより、区民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能を果たすものとする。

2 区議会は、地方自治法で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有する。

3 区議会は、前二項に規定する機能等を果たすため、効率的な議会運営に努めるものとする。

(区議会の情報の公開及び提供)

第九条 区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、区民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

(区議会議員の責務)

第十条 区議会議員は、区民の信託にこたえ、区議会が前二条に規定する機能等を果たせるよう、誠実に職務遂行に努めなければならない。

第七章 執行機関

(執行機関に関する基本的事項)

第十一条 執行機関は、条例、予算その他の区議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行しなければならない。

(区長の責務等)

第十二条 区長は、区を代表し、地方自治法で定めるところにより、区議会への議案の提出、予算の調製及び特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、及び執行する権限を有する。

2 区長は、区民の信託にこたえ、区の事務の管理及び執行に当たっては、誠実に職務遂行に努めなければならない。

3 区長は、区の職員を適切に指揮監督するとともに、区政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければならない。

(執行機関の組織及び職員)

第十三条 区は、執行機関を構成する組織について、効率的かつ機動的なものとなるよう、常に見直しに努めなければならない。

2 区の職員は、全体の奉仕者として、区民本位の立場に立ち、区民等との協働の視点を持って、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。

第八章 区政運営

(基本構想等)

第十四条 区は、地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。

(総合的な行政サービスの提供)

第十五条 区は、区民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織横断的な調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めなければならない。

(行政手続)

第十六条 区は、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民等の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続に関し共通する事項を定めなければならない。

（情報の公開及び提供）

第十七条 区は、区民等の知る権利を保障し、公正で開かれた区政の進展を図るため、別に条例で定めるところにより、区政に関する情報を積極的に区民等に公開し、提供することにより、区民等との情報の共有に努めなければならない。

（個人情報保護の保護）

第十八条 区は、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図るため、別に条例で定めるところにより、自己に関する個人情報の閲覧等を求める区民の権利を保障する等、個人情報の保護に努めなければならない。

（説明責任）

第十九条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について区民等に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。

（区民等の要望の取扱い）

第二十条 区は、区民等の区政に関する要望等を迅速かつ誠実に処理し、区民等の権利利益の保護に努めなければならない。

（行政評価）

第二十一条 区は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な区政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

（財政運営の原則）

第二十二条 区は、財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならない。

（財政状況の公表）

第二十三条 区は、区民等に分かりやすく財政状況を説明するため、地方自治法及び別に条例で定めるところにより財政状況を公表するとともに、貸借対照表、行政コスト計算書その他の財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。

（区税等の賦課徴収）

第二十四条 区は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）で定めるところにより、特別区税を賦課徴収するほか、法律及び条例に基づき、使用料その他の徴収金を賦課徴収するものとする。

第九章 参画及び協働

（参画及び協働の原則）

第二十五条 区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない。

2 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(住民投票)

第二十六条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(住民投票の請求及び発議)

第二十七条 区に住所を有する年齢満十八年以上の規則で定める者は、規則で定めるところにより区政の重要事項について、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から区長に対して住民投票を請求することができる。

2 区議会の議員は、区政の重要事項について、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成を得て住民投票を発議することができる。

3 区長は、区政の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 第一項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第七十四条第二項から第八項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで及び第七十四条の三第一項から第三項までの規定の例によるものとする。

(政策に係る区民等の意見提出手続)

第二十八条 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くとともに、提出された区民等の意見に対する区の考え方を公表しなければならない。ただし、緊急性を要するものは、この限りでない。

(附属機関等への参加)

第二十九条 区は、附属機関等の委員への区民等の参加に努めなければならない。

第十章 国及び他の地方公共団体との協力

第三十条 区は、共通する課題を解決するため、国、東京都及び関係地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第十一章 条例の位置付け

第三十一条 この条例は、区政の基本事項について、区が定める最高規範であり、区は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。

第十二章 委任

第三十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

パートナーシップ協定書の雛形

杉並区立〇〇地域区民センター、△△区民集会所及び
□□区民集会所を拠点とした地域の活性化に向けた
事業運営に係るパートナーシップ協定書

地域住民の相互交流・活動の拡大を図り、生き生きとした地域の実現を図るため、杉並区（以下「甲」という。）と〇〇地域集会施設運営協議会（以下「乙」という。）は、〇〇地域区民センター、△△区民集会所、□□区民集会所（以下「地域集会施設」という。）の運営管理に係るパートナーシップ協定を取り交わす。

（地域集会施設の運営に関する事項）

第1条 乙は、地域集会施設の運営に関し、甲に必要な意見を述べることができる。

2 甲、乙及び甲が地域集会施設の業務を委託する者は定期的に連絡会を設け、運営に関する事項の連絡調整を行うものとする。

（地域住民の相互交流・活動の拡大を図る事業）

第2条 乙は、地域コミュニティの形成に資するため、地域集会施設を拠点として、地域住民の相互交流・活動の拡大を図る事業を行うものとする。

（事務室等の使用）

第3条 甲は、平成14年杉区地発第591号により、前2条の規定に必要な範囲に限り、乙の事務室等の使用を認めるものとする。

（施設の使用申請）

第4条 甲は、杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則第5条に基づき、乙がその事業活動のために地域集会施設を使用するときは、使用日の3月前の日の午前10時からの使用の申請を認めることとする。

（使用料の免除）

第5条 甲は、杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則第8条第1項第8号に基づき、乙がその事業活動のために地域集会施設を使用するときは、使用料を免除するものとする。

（協定期間）

第6条 協定期間は、平成15年4月1日から1年間とする。

2 前項の協定期間の満了後、甲、乙ともに支障がない場合は、本協定書は同じ内容で期間が更新されたものとする。

3 前項の場合にあっては、概ね期間満了の3月前に双方意思を確認するものとする。
(協議)

第7条 この協定に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、それぞれ記名、押印の上、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

甲 杉 並 区 長 ○ ○ ○

乙 井草地域集会施設運営協議会 会 長 ○ ○ ○ ○

〔名称に関するアンケート 集計結果〕

回答総数 173

Q1 次の名称変更案について、あなたの考え方に最も近い項目を選んでください。

- (1) 「〇〇地域区民センター協議会」
 ①よい(91) ②わるい(27) ③どちらともいえない(31)
 ④わからない(9)
- (2) 「〇〇地域区民協議会」
 ①よい(28) ②わるい(35) ③どちらともいえない(66)
 ④わからない(9)
- (3) 「〇〇コミュニティ協議会」
 ①よい(18) ②わるい(48) ③どちらともいえない(62)
 ④わからない(9)
- (4) 「〇〇運協」又は「運協〇〇」
 ①よい(36) ②わるい(66) ③どちらともいえない(35)
 ④わからない(10)
- (5) 「〇〇地域協議会」
 ①よい(37) ②わるい(32) ③どちらともいえない(57)
 ④わからない(9)

Q2 名称を変更する場合、あなたはどの名称が最も適当だと思いますか。

- (1) 〇〇地域区民センター協議会(77)
 (2) 〇〇地域区民協議会(12)
 (3) 〇〇コミュニティ協議会(10)
 (4) 〇〇運協 又は 運協〇〇(23)
 (5) 〇〇地域協議会(20)
 (6) 今の名称のままでよい(9)
 (7) その他
 〇〇区民センター運営協議会、〇〇区民センター運協、〇〇区民センター協議会、〇〇地域センター協議会、〇〇区民センター運営委員会、〇〇センター運営委員会、〇〇ふれあい・交流協議会、〇〇区民センター

サポート会、〇〇地域元気を作る区民の会、〇〇区民センター、セッション運協、運協セッション、セッション杉並運協、セッション杉並、セッション高円寺、コミュニティ〇〇

Q3 運協の名称変更に関するご意見があればご記入ください。

- ・施設の管理運営は外部委託したが、その後5年経過し、その間施設の積極的運用・利用の拡充等に一定の貢献をしてきた。それなくして運協はあり得ないのだから現行名称でよい。
- ・慣れ親しんだ「運協」の名を残してほしい。
- ・活動の立脚点がセンターであることを明確にし、足元を見据えた日常活動を提案し実現していくために「センター」を名前に入れておくべきだ。
- ・わかりやすく、言いやすく、何をしている団体かイメージが浮かぶ名称が良い。
- ・短く、わかりやすく、日本語で。区民が見てすぐにわかる名前が良い。
- ・地域の人々にアンケートをとれば、自由な発想で「運協のイメージがどう理解されている」の表現がなされる名前が出てくると思う。
- ・従来の名前はあまりに硬すぎる。多分「施設運営」が入っているからで、それを抜いた名前が良い。
- ・名前より中身が大切ではないか。
- ・センターの運営管理に関わっていないので、施設を使用して事業を行っているということで割り切って施設名を被せるということか。センター利用のイニシアチブをとれるなら「地域区民センター協議会」でも良い。
- ・誰でもわかりやすい名前がベターだ。運協に携わっていない外部の方にわかりやすい名称が良い。
- ・「区民センター」の呼称が一番区民に親しまれ、多くの人が耳にしていると実感する。「地域区民センター」では一般住民に伝わらない。
- ・今までは「名称が長い」と感じていたが、短ければ良いというものでもなく難しい。
- ・現在の名称は長くて一般の方には馴染み難い。「区民センター」は通称として一番馴染むので。それを使ったものがベストだと思う。
- ・「コミュニティ〇〇」がベストだ。区報での催し物案内と同じにすることでわかりやすくなると思う。
- ・公式には今の名称のままで良い。変更すると事務処理・改正処理が大変なので愛称的に「〇〇運協」として公認してもらえば良い。
- ・センターを施設利用して行事を行うという意味を名前に込めたい。
- ・長年区民に親しまれた「区民センター」(高井戸)の名称を変更するのは如何なものか。

- ・名称変更には多額の費用がかかる。その資金を現在、我慢している部分に充てる方が有意義である。
- ・7館全てに地域名を付け、それ以外は同じ方が良い。
- ・杉並区内でも地域により歴史・特性が異なる。名称は一律ではなく、最低限のルールがあればそれで良いのではないか。
- ・住民参加の清掃工場と利便施設運営に関し、正用記念財団と密接な関係があり、軽々に名称変更はできない。
- ・活動拠点と同じ名称の方が区民にかわりやすい。
- ・区民センター（永福和泉）と協議会（方南・和泉）に付く名前が異なっていてわかりにくい。統一した方が良い。
- ・永福和泉地域区民センターは、「和泉」を取るとともに、運協名も「永福」に合わせると良い。
- ・センター所在地（和泉）と駅名（永福）が入っているので、「永福和泉」で良い。
- ・これまで慣れ親しんだ名前を変えても中身が変わるわけではない。変えるとややこしくなるのではないか。

○アンケート結果のまとめ

Q2「どの名称が最も適当か」との問いに対し、変更案1「〇〇地域区民センター協議会」とした回答が最も多く、全体で77件（46.6%）であった。次いで、変更案4「〇〇運協 又は 運協〇〇」が23件（13.9%）、変更案5「〇〇地域協議会」が20件（12.0%）と続いている。「今の名称のままが良い」は、9件（5.4%）であった。

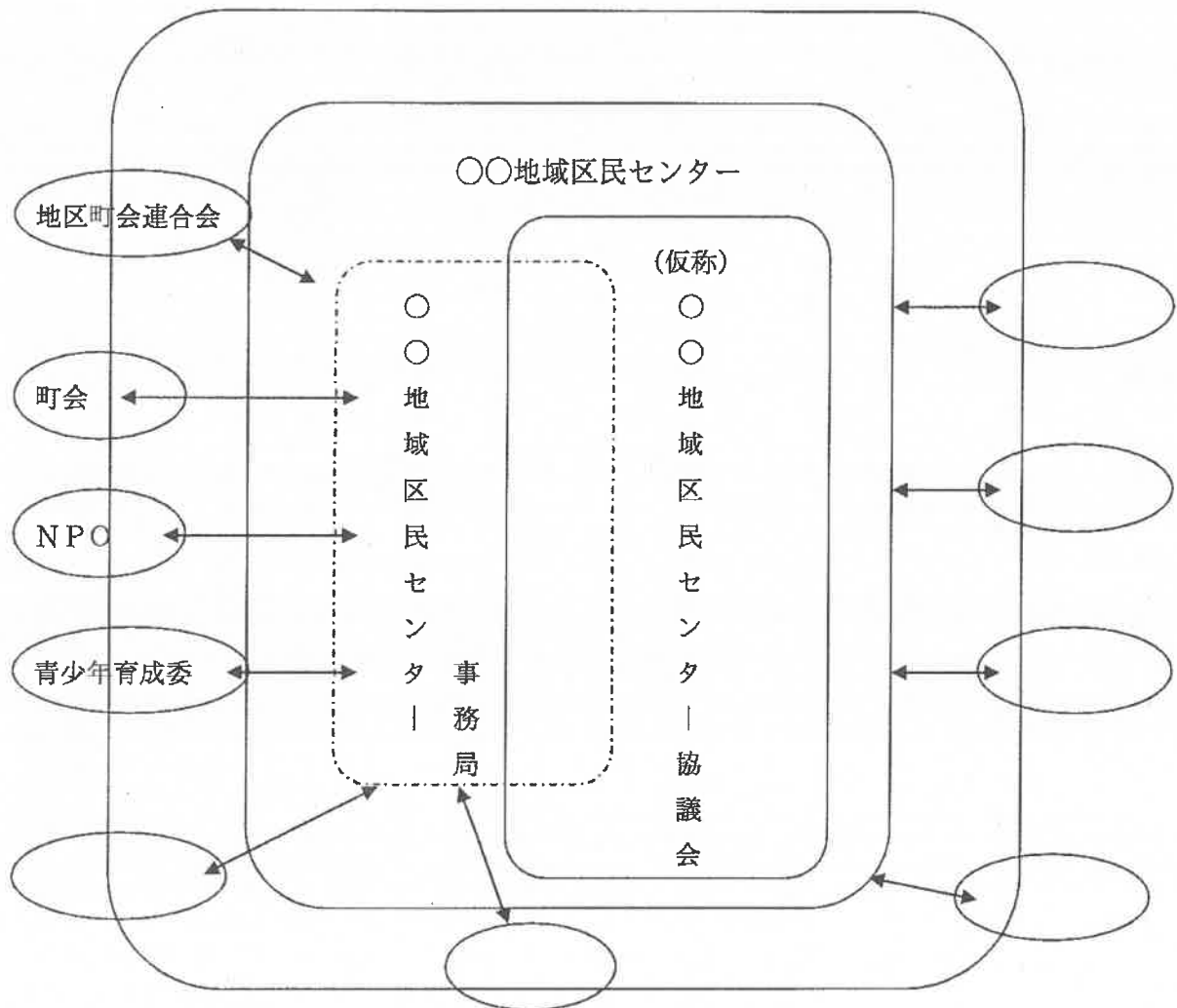
運営協議会別に見ると、高円寺は変更案4の支持率が最も高く、「今の名称のままが良い」と合わせると75%を占め、「運協」という名称に対する愛着が伺われた。他の運営協議会については、いずれも変更案1の支持率が最も高く、荻窪では77.3%、方南・和泉でも過半の56.3%であった。

「その他（自由意見）」が15件あり、特に高円寺で「セション」という名称を使いたいという意見が多数であった。

また、Q3の「名称変更に関する自由意見」だが、様々な意見が出されており、特徴的なところを挙げると、「慣れ親しみ、ある程度定着している現在の名称を変更する必要は無い」という意見がある一方で、「地域集会施設運営協議会では、何をする団体なのかわかりにくい」という意見も多かった。名称より中身が大切という意見も少数だが見受けられた。

全体的な傾向としては「一般区民にわかりやすい名前が良い」という意見が主であり、これは名称変更賛成・反対を問わず多数意見となっていた。

新しい協議会事務局のモデル・イメージ



【イメージ図の解説】

協議会の活動拠点である地域区民センターが中央に配されており、統合後の事務局（一点鎖線）は「センター事務局」（地域課の出先機関）としてセンター内に事務所を置く。ここ町会等の既成団体とを結ぶ幾つかの線は、現在の、地域活動係が各団体と持つ結びつき（町会の事務局としての繋がり等）を表している。

センター内の右側に配されている「(仮称) 〇〇地域～協議会」は、新しい運協であり、センター事務局は協議会事務局の機能を兼ねている（重複部分）。

矢印は、地域活動の拠点である地域区民センターと地域団体との結びつきを、外枠線は、地域団体同士のネットワークを表わしており、この関係により地域の活性化が図られるイメージ図となっている。

印刷物名称 地域集会施設等運営協議会のあり方検討委員会報告書
協議会の新たなる一歩

登録印刷物番号

20-0086

平成20年12月発行

編集・発行 杉並区 区民生活部 地域課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
電話 03-3312-2111 (代)

この冊子は、再生紙を使用しています。

歩きながら、元氣と文化が、すぎなみ
生まれる街。